

## 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま事務局職員給与及び退職手当規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）就業規程（以下「就業規程」という。）第20条の規定に基づき、事務局職員（ただし、非常勤の職員を除く。以下同じ。）（以下、「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与)

第2条 職員に支給する給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 給料

(2) 通勤手当

(3) 超過勤務手当

(4) 休日勤務手当

(5) 期末手当

(6) 勤勉手当

2 勤務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

### (給料の支払い)

第3条 給料は、月額とする。ただし、職員として任命又は離職及び死亡等により職員を免ぜられた月の勤務日数が1月に満たないときは、日額とする。

2 新たに採用した職員の初任給は、年齢、採用前の経歴及び年数等を考慮して、現業職員の給与に関する規程（昭和35年9月30日岡山県訓令第29号）を準用し、代表理事が定める。

3 職員の昇給は、原則として毎年4月を定期とし、予算の範囲内において職員の勤務成績及び勤務年数等を考慮して代表理事が定める。

4 給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申し出のある場合には、口座振替の方法によることができる。

### (給料の支給日)

第4条 給料の支払いは、原則として毎月10日に前月分を支給する。ただし、支給日が就業規程第9条に定める休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、徒歩により通勤した場合の片道の通勤距離（一般に利用される最短経路の距離とする。）が2キロメートル以上となる職員で、次の各号に掲げる者に支給する。

(1) 通勤のためバス等の交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員

(2) 通勤のため自転車、自動車等の交通用具を使用することを常例としている職員

(3) 通勤のためバス等の交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車、自動車等の交通用具を使用することを常例としている職員

2 通勤手当の月額、理事会の承認を得て、代表理事が定める。

(超過勤務手当)

第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給料額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 次条の休日勤務手当が支給されることとなる日に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給料額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合100分の160)を超過勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第7条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給料の額に100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、代表理事が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日勤務手当は支給しない。

(超過勤務手当及び休日勤務手当の支給)

第8条 超過勤務手当及び休日勤務手当については、その月分を次の月における給料の支給日に支給する。

2 超過勤務手当及び休日勤務手当については、前項の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第10条 期末手当については、基準日(6月1日及び12月1日をいう。以下同じ。)にそれぞれ在職する職員(基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員を含む。)に支給する。ただし、基準日現在(基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。)において支給し、次の各号に掲げる事由に該当する職員には支給しない。

(1) 無給休職者

(2) 停職者

(3) 育児休業者

(4) 懲戒処分による退職者

2 期末手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日において受けるべき給料月額に6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、基準日及び基準日の6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ次表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6ヶ月以上	100分の100
5ヶ月以上 6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上 5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

3 前項の在職期間は、この期間から次号に掲げる期間を除算した期間とする。

(1) 停職中の全期間

(2) 休職の期間及び育児休業の期間については、その2分の1の期間

4 業務上負傷し、又は疾病にかかったことにより休職された期間については、前項の規定にかかわらず、在職期間から除算しない。

(勤勉手当)

第11条 勤勉手当については、基準日（6月1日及び12月1日をいう。以下同じ。）に在職する職員に支給する。ただし、基準日現在において、次の各号に掲げる事由に該当する職員には支給しない。

(1) 無給休職者

(2) 停職者

(3) 育児休業者

(4) 懲戒処分による退職者

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在に（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した現在。以下この項において同じ。）勤務成績に応じて、給料月額に、最大で100分の20を乗じて得た額を、基準日及び基準日の期間におけるその者の勤務時間の区分に応じて、それぞれ次表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6ヶ月以上	100分の100
5ヶ月15日以上 6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上 5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上 5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上 4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上 4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上 3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上 3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上 2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上 2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上 1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上 1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5

3 前項の勤務時間は、この期間から次の各号に掲げる期間を除算した期間とする。

- (1) 停職中の全期間
- (2) 休職中及び育児休業中の全期間
- (3) 病気休暇の期間。ただし、その休暇期間内の全日数から勤務を要しない日及び休日を除いた残日数が、勤務時間を通じて 30 日以内である場合は、除算しない。
- 4 業務上負傷し、又は疾病にかかったことにより休職にされ、又は病気休暇となった期間については、前項の規定にかかわらず、勤務時間から除算しない。

(期末手当及び勤勉手当の支給)

第 12 条 期末手当及び勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が就業規程 9 条に定める休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

(休職者の給与)

第 13 条 休職となった職員に対しては、その期間中、次の区分により給与を支給することができる。

- (1) 職員が、心身の故障のため長期の休養を要し休職となったときは、その期間が 1 年に達するまでは、これに給料の 100 分の 80
- (2) 職員が、刑事事件に関し起訴され休職となったときは、その休職期間中、それに給料の 100 分の 60 に相当する額以内の額
- (3) 休職の原因である災害が業務上のものであると認められるときは、その休職期間中、これに給料の 100 分の 100

2 職員が無給休職にされたときは、その休業期間中いかなる給与も支給しない。

(復職時等における給料月額調整)

第 14 条 代表理事は、休職等のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至った日以降において、その者の給料月額を調整することができる。

(退職手当)

第 15 条 職員が 1 年以上誠実に勤務し、退職したとき、又は死亡したときは、1 月以内に退職金を支給する。

2 職員が死亡したときの退職手当は、死亡当時、本人の収入により生計を維持している遺族に支給する。

3 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条を準用する。

(退職手当の額)

第 16 条 退職手当の額は、その職員が在職した年数（条件付採用期間を含む。）に退職時の給与月額を乗じ、さらに別表 1 に定める率を乗じた額とする。

2 前項の勤務年数の計算は、勤務の始期を基準に、1 年に満たない月は月割、1 月に満たない月は 1 月として計算するものとする。

3 休職の期間は、勤務年数に算入しない。ただし、業務上の傷病等による休業及び育児

休業期間を除く。

(懲戒処分者の退職手当)

第 17 条 懲戒処分により退職した職員には、退職手当を支給しない。ただし、情状によって、代表理事が特に認めたときは、減額して支給することができる。

(委任)

第 18 条 本規程に定めのない事項は、代表理事が、理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第 19 条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改正規程は、平成 21 年 8 月 12 日から施行する。
- 3 この規程の改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。